

福生市男女共同参画行動計画（第6期）の
策定に向けての基本的な考え方について

答 申

令和2年（2020年）10月20日

福生市男女共同参画審議会

答申にあたって

福生市男女共同参画審議会は、ここに「福生市男女共同参画行動計画（第6期）の策定に向けての基本的な考え方について」を答申いたします。本審議会は、平成28年（2016年）4月より始まった「福生市男女共同参画行動計画（第5期）」（以下「第5期行動計画」という。）の計画期間が令和3年（2021年）3月で満了することにもない、令和2年（2020年）5月29日に市長より「福生市男女共同参画行動計画（第6期）の策定に向けての基本的な考え方について」の諮問を受け、4回にわたり審議を重ねてきました。

現在進められている第5期行動計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）に基づく市町村基本計画、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画としても位置付けられ、福生市における男女共同参画社会実現のための施策を包括的に含んだものとして策定されており、福生市男女共同参画行動計画（第6期）（以下「第6期行動計画」という。）は、令和3年度（2021年度）からの福生市における男女共同参画行政の根幹となるものです。

第5期行動計画策定以降、女子や多浪生らを不利に扱うという大学の不正入試問題の発覚や、就職活動におけるセクシュアル・ハラスメントの実態が明るみに出たことなどにより、性差別や性暴力に対する社会の関心が高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により女性の失業や貧困、家庭内の暴力など、平時の性別による格差が顕在化しており、男女共同参画の視点を取り入れた対策が求められています。

本答申は、こうした社会情勢の変化と国の施策を踏まえ、諸統計や福生市民に対するアンケート結果等を参考にしながら、第6期行動計画策定に際しての基本的な考え方について取りまとめたものです。新しい行動計画の策定にこれらが十分に生かされ、福生市の男女共同参画社会の実現がより一層進展するよう期待いたします。

令和2年（2020年）10月20日

福生市男女共同参画審議会 会長 諸 橋 泰 樹

目次

I	諮問の経緯	1
II	男女共同参画をめぐる国際社会及び国の動向、社会の変化	1
III	福生市の現状及び課題	4
	（1）男女共同参画社会形成への意識づくり	4
	（2）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	5
	（3）あらゆる暴力の根絶	5
	（4）あらゆる分野における男女共同参画の推進	6
IV	福生市男女共同参画行動計画（第6期）策定における考え方	7
	（1）基本理念	7
	（2）計画の期間	7
	（3）主要課題	8
V	各主要課題における施策提言	9
VI	福生市男女共同参画行動計画（第6期）施策の体系	10
VII	福生市男女共同参画審議会名簿	11

I 諮問の経緯

福生市では、平成28年度（2016年度）に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第5期）」（以下、「第5期行動計画」という。）に基づき、男女共同参画を推進するための施策を実施しています。この計画は令和2年度（2020年度）末で計画期間が満了することから、「福生市男女共同参画行動計画（第6期）」策定に向けた福生市の男女共同参画の推進に関する施策について、令和2年（2020年）5月29日に福生市長からの諮問を受け、これに対して当審議会として考え方について審議を行い、答申を行うものです。

II 男女共同参画をめぐる国際社会及び国の動向、社会の変化

A 国際社会の動向

国際社会においては、男女共同参画推進に関する取組がこれまで継続的に推進されてきています。平成7年（1995年）の第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択されたのに続き、平成17年（2005年）には、「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、先の「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。さらに平成22年（2010年）に開催の「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7項目の「決議」が採択され、平成27年（2015年）3月に開催した「第59回国連女性の地位委員会（北京+20）」においては、「第4回世界女性会議から20周年にあたっての政治宣言」が採択されました。

国連では、平成23年（2011年）に、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

また、昭和56年（1981年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が発効し、日本においても昭和60年（1985年）に批准しています。

近年では、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。目標5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う」ことが位置付けられました。

さらに、令和元年（2019年）のG20大阪サミットにおいて採択されたG20大阪首脳宣言では、「女性のエンパワーメント」の項目において「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」ことが明記され、雇用環境による差別等の女性に対する差別を解消するために行動すること、女兒・女性教育及び訓練への支援を継続することが示されました。

令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、配偶者暴力（DV）を含む女性・女兒に対する暴力が増加していることなどから、国連では、報告書「新型コロナウイルスの女性への影響」を発表し、各国が政策として取るべき対応策や国連としての対

応について述べています。

国際的に女性の雇用や起業、女性に対する暴力、ひとり親への支援、無償ケア労働負担のジェンダー不平等などへの対応が重視されており、新型コロナウイルス感染症への対応及び回復の過程における意思決定への女性の参画が求められています。

イ 国の動向

国においては、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において施策や法整備を推進しています。

近年では、

- 平成 27 年（2015 年）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立
（また、令和元年（2019 年）の改正により、「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大」、「女性活躍に関する情報公表の強化」、「特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設」の 3 点が新たに盛り込まれた。）
- 平成 28 年（2016 年）「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の決定
- 平成 30 年（2018 年）「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立
- 令和元年（2019 年）配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の成立
- 令和元年（2019 年）労働施策総合推進法の改正により、パワー・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講じることが義務化
- 令和 2 年（2020 年）「セクシュアル・ハラスメントに関するハラスメント防止のための指針」が改正

など、様々な取組や制度の整備等を進めています。

そうした中、「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定に向けた検討が行われ、計画策定専門調査会において「基本的な考え方（素案）」が取りまとめられました。

「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」においては、目指すべき社会として、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会、④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会の 4 つを挙げています。

また、社会情勢の現状として、世界経済フォーラムが令和元年（2019 年）に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」で日本が 153 か国中 121 位となっていることなどから、国の男女共同参画の進捗状況が政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっている点などを挙げています。さらに、予想される環境変化及び課題においては、「新型コロナウイルス

ス感染症拡大と『新たな日常』への対応」として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業等による生活不安、ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化といった状況を踏まえ、今後の政策立案につなげていくことが肝要であることや、「デジタル社会への備え」「国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」「頻発する大規模災害」「SDGsの達成に向けた世界的な潮流」などが新たに挙げられています。

これらを受け、第5次計画策定における視点として、「男女共同参画の推進は、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提である」という考え方が示され、第5次計画では、男女共同参画の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指し策定されるべきとしています。

Ⅲ 福生市の現状及び課題

福生市の現状及び課題について、各種統計情報、第5期行動計画の実施状況等の検証結果、市民意識調査結果等を踏まえ、第5期行動計画の主要課題ごとにまとめた結果は以下の通りです。

市民意識調査は、男女平等に関する市民の意識を把握し、本市の男女共同参画施策に反映させることを目的として、令和元年（2019年）10月に20歳以上の市民2,000人を対象として実施したものです。

（1）男女共同参画社会形成への意識づくり

〈現状と課題〉

男女共同参画社会の形成のためには、男女共同参画を推進していくことは一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提であるということを認識する必要があります。

令和元年度（2019年度）に実施した市民意識調査結果をみると、第5期行動計画策定時に実施した調査と比較して、家庭における男女の役割分担の理想については「男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担する」が最も高く、「男性が仕事、女性は家事・育児をする」はやや減少していることから、固定的な性別役割分担意識は改善傾向にあることがうかがえます。また、様々な場における男女平等感について、前回と比較すると、『職場』では「男性の方が優遇されている」が減少していることから、男女の平等感や固定的な性別役割分担意識は少しずつ改善していることがうかがえます。

一方、国・都と比較すると、『家庭生活』、『職場』、『社会通念・慣習・しきたり等』、『自治会やNPO等の地域活動の場』において、「平等である」と感じる割合が低くなっているため、男女平等の実現のための意識・環境づくりに引き続き取り組む必要があります。

また、男女共同参画にかかわる事柄や言葉の認知度について、『男女共同参画情報誌「あなたとわたし」』、『男女共同参画講座』、『福生市男女共同参画行動計画』等の市の取組については「知っている」が2割を下回り認知度が低くなっているため、啓発活動の充実が求められています。

市民に向けて情報を効果的に周知する方法について検討し、男女共同参画に関する市民の理解を深め、本市で実施している男女共同参画の取組の認知度を高めることが必要です。

市民に対して男女共同参画への理解を深めるために、引き続き周知・啓発に取り組むとともに、学校や地域の学習の場において、男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組むことにより、子どもから大人まで、男女共同参画を理解できるよう支援することが重要です。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

〈現状と課題〉

性別にかかわらず自分らしい生き方を選択できることは、自己実現につながり、市民一人ひとりが豊かな生活を送るために重要な要素のひとつです。

市民意識調査より、ワーク・ライフ・バランスの現状についてみると、男女ともに理想では『仕事』と『家庭生活』と『個人の生活』をともに優先したいと考えている割合が高いものの、実際の状況では、女性は『家庭生活』を優先、男性は『仕事』を優先が最も高く、男女ともに希望がかなえられていません。

また、女性と職業の望ましい関わり方については、「結婚や出産などに関わらず仕事を続ける」という『職業継続型』が、「職業はずっと持つが、子育ての時期は一時やめて家庭に入る」という、『中断再就職型』を上回っており、特に女性において職業を続けることを求める傾向が高まっています。

市内の女性の就業に関する状況をみると、有配偶女性の就業率は上昇し、また、20～49歳にかけて世代を追うごとに高くなっていることから、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増加していることがうかがえます。また、M字カーブの構造は残っているものの、女性の労働力率も高まっています。

一方、世帯の少人数化により家庭内での育児や介護の負担が大きくなると予測されることから、育児や介護サービスの充実がより一層重要になることがうかがえます。

女性の就業継続意識と就業率の高まりから、女性が働きやすい環境づくりがますます重要となります。また、女性だけでなく男性も理想のワーク・ライフ・バランスを実現できていないことから、男女が共に希望するワーク・ライフ・バランスをかなえられるよう、支援サービスの充実に加え、家事責任やケアワークを男女で分担することができる環境の整備と意識改革にも取り組む必要があります。

(3) あらゆる暴力の根絶

〈現状と課題〉

性暴力、配偶者等からの暴力、ハラスメント等は、重大な人権侵害です。そのような認識を広げ、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進める必要があります。

近年、国ではパワー・ハラスメント対策が法制化されたほか、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化され、あらゆる形態の暴力に対して社会的に対策の強化が進められています。

市民意識調査より、配偶者や交際相手等からどのような暴力を受けた経験があるかについては、「暴力を受けた経験はない」が6割台と最も多くなっていますが、その一方で「大声を出す、罵声を浴びせる、または恐怖を感じるような脅迫等（精神的暴力）」や、「殴る、蹴るなどの身体に対する暴力（身体的暴力）」を受けた経験を持つ人もいます。DVの被害経験がある人は一定数みられており、経験した暴力の種類については精神的暴力の割合が身体的暴力の割合を上回っています。

配偶者等からの暴力は多様な形態があり、殴る・蹴るといった身体的暴力に加え、無視する・行動を制限するといった精神的な暴力、働かせない・お金を渡さないといった経済的な暴力等多岐にわたっており、近年ではデートDVやストーカー行為等多様化しています。男性が被害者と

なることもあり、その場合は周囲からの理解が得られない、相談しづらい、といった課題もあります。精神的暴力は自分が暴力を受けているという自覚や、暴力をふるっているという自覚がないまま重大化する危険性があるため、あらゆる暴力に関する啓発活動を充実させ、推進する必要があります。

また、DVの被害を受けた際に相談したかについては、男女ともに「だれ（どこ）にも相談しなかった」が半数近くに上っています。相談した方の相談先については、「警察・相談所に相談した」割合は他の相談先と比較して低く、友人・親といった身近な相談者に相談している割合が高くなっています。専門の相談機関を利用しやすくすることに加え、身近な相談者となった場合に適切に対応できるよう、市民に対してDVの正しい知識を啓発することが重要です。

先に述べたように、身体的暴力以外の精神的暴力や経済的暴力なども含めた多様な形態の暴力に対応するため、関係機関だけでなく、企業や市民など様々な主体が連携してあらゆる暴力の防止に向けた取組を進める必要があります。

（４）あらゆる分野における男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画することで、様々な視点が確保され、様々な人が暮らしやすい社会の実現につながります。

市民意識調査より、あらゆる場における男女の平等感について、『政治の場』と『社会通念・慣習・しきたり等』では、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が高くなっており、男性優遇の傾向が見られます。第5期行動計画策定時に実施した調査と比較しても同様の傾向となっていたため、改善に向けた取組が必要です。

審議会等における女性委員の比率をみると、平成31年（2019年）4月1日時点で29.6%と目標の30%に近づいています。東京都自治体平均、全国自治体平均と比較すると、平成30年（2018年）以降は全国自治体平均を上回っています。あらゆる場でさらに女性が活躍できるようにするためには、女性のエンパワーメントに関して周知を充実させ、女性自身が積極的に参加しやすい環境づくりが必要とされています。

政策・方針決定の場における女性の参画を進めるために必要なことについては、「市、企業、各関係機関・団体等が女性の参画を推進すること」が4割台で最も高く、また、女性自身の積極的な参加が必要だという意見も多くなっています。

また、防災・災害復興対策においては、性別に配慮した避難所の設置・運営体制の検討を求める割合が高く、前回より増加しています。災害リスクが高まる中で、性差への配慮を伴った防災・災害復興対策を推進することが重要です。

IV 福生市男女共同参画行動計画（第6期）策定における考え方

（1）基本理念

日本国憲法は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を基本理念の一つに掲げ、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、すべての人が個人として尊重され、平等に生きる権利があることを保障しています。

男女共同参画社会基本法第3条においては、「男女が個人として能力を発揮する機会の確保」をはじめとする男女の人権の尊重は、男女共同参画社会形成のための前提であるとうたっています。東京都男女平等参画基本条例においても「性別による権利侵害の禁止」を方針の一つに掲げており、性別にかかわらず個人の尊重は、人間としての生きる権利を保障するものです。

男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、女性も男性も互いに自立し、性別にとらわれることなく個人の自由な意思で生き方を選択できる環境づくりが重要です。

本市は、「女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野へ共に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会」の形成を目指すにあたり、「互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり」を第6期行動計画策定にあたっての基本理念とし、第6期行動計画の施策を推進していくことを提言します。

（2）計画の期間

「福生市男女共同参画行動計画（第5期）」までは、計画期間を5年間としてきましたが、国の男女共同参画基本計画の改定と同時期に、本市の新たな計画策定を進めていくため、国の方針を十分に反映させることが難しい状況にありました。

このことを踏まえ、今後の計画において、国の方針を十分に反映させることができるよう、「福生市男女共同参画行動計画（第6期）」の計画期間については、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とすることが望ましいと考えます。

なお、国の方針の変更や社会情勢及びその他の状況が大きく変わった場合には、計画期間中においても内容の見直しを行う必要があります。

(3) 主要課題

人権の尊重は男女共同参画社会の形成に向けたあらゆる施策の基盤となります。この普遍的な考え方を基本とし、市民と認識を共有しながら男女共同参画の取組を推進していく必要があります。

また、国などの施策や地域の現状及び特性、第5期行動計画の実績等を考慮し、第6期行動計画においては第5期行動計画における施策の体系を基本とし、次の4つの主要課題を施策の柱として体系化し男女共同参画の取組をさらに推進していくことを提言します。

第6期行動計画における主要課題

- 〈第1〉 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進
- 〈第2〉 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 〈第3〉 あらゆる暴力の根絶
- 〈第4〉 あらゆる分野における男女共同参画の推進

V 各主要課題における施策提言

福生市男女共同参画行動計画（第6期）の策定に当たっては、男女共同参画社会の実現に向け、計画の推進が効果的に図られるよう、次の各施策を計画に盛り込むとともに、重点的に取り組んでいくことを提言します。

〈第1〉男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

- ・男女共同参画情報紙等を活用して男女共同参画の啓発を推進する
- ・男女共同参画についての市民意識調査を実施し、結果を公表する
- ・学校教育の中で男女共同参画や人権に関する教育を推進する
- ・メディアリテラシーに関する普及・啓発を行う
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行う

〈第2〉ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- ・育児や介護支援サービスの推進及び広報・情報提供のさらなる推進を図っていく
- ・女性の能力開発や就業支援・再就職支援を行う
- ・市の公共調達において、入札加点となる男女共同参画に関する項目を導入し、事業者へワーク・ライフ・バランスや女性の積極的な登用を推進する

〈第3〉あらゆる暴力の根絶

- ・暴力からの被害に対して相談・通報・保護等につなげるための広報及び支援を充実する
- ・ハラスメントの防止に向け、啓発・研修を行う
- ・児童虐待、デートDV等、あらゆる種類の暴力に関する啓発や支援、対策を行う
- ・男女共同参画情報誌や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の展示を通して、DVに関する啓発を行う

〈第4〉あらゆる分野における男女共同参画の推進

- ・女性の政策等における意思決定の場への積極的な参画を推進していく
- ・役割分担の見直し等を通して市庁内における男女平等を徹底する
- ・ひとり親家庭に対する総合的な支援の拡充を行う
- ・男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を推進する
- ・性的少数者に対する理解の促進及び支援を行う
- ・地域活動における女性活躍の推進を行う
- ・テレビ電話多言語通訳サービス等をはじめとする、外国人に対する支援を充実していく

VI 福生市男女共同参画行動計画（第6期）施策の体系

福生市男女共同参画行動計画（第6期）の施策の体系を次のとおりとすることを提言します。

基本理念	主要課題	施策の方向	施策	
互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり	＜第1＞ 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進	1-1 男女平等意識の推進	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	
			(2) 男女共同参画に関する情報収集と提供	
			(3) 多文化共生に向けての男女共同参画の推進	
		1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進	
			(2) 男女共同参画に関する社会教育の推進	
		1-3 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	
	(2) 心身の健康づくりの推進			
	＜第2＞ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1 家庭と仕事の両立支援の推進	(1) 家庭と仕事の両立に対する理解促進	
			(2) 子育て支援サービスの充実	
			(3) 介護支援サービスの充実	
			(4) 適切な情報提供の実施	
		2-2 多様な働き方への支援	(1) 女性の能力開発の推進	
			(2) 女性の就業・再就職支援	
	2-3 家庭における男女共同参画の推進	(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進		
		(3) 就労に関する情報収集と提供		
	＜第3＞ あらゆる暴力の根絶	3-1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進	(1) DV・デートDVに関する正しい知識の啓発	
			3-2 被害者を支援する仕組みの強化	(1) 相談体制の強化と周知
				(2) 被害者の自立支援の推進
	3-3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化	(1) 早期発見のための取組と連携強化		
＜第4＞ あらゆる分野における男女共同参画の推進	4-1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定の場への男女の意見の反映		
		(2) 女性リーダーの育成		
		(3) 庁内における男女共同参画の推進		
	4-2 ともに助け合う地域づくりの推進	(1) 地域活動への男女共同参画の推進		
		(2) 地域防災への男女共同参画の推進		
	4-3 困難を抱える男女への支援	(1) ひとり親家庭や性的少数者等への支援		
(2) 多様性の尊重				

※本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として位置付ける。

※施策の方向2-1・2-2・2-3、4-1は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付ける。（太線による囲み部分）

※施策の方向3-1・3-2は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付ける。（点線による囲み部分）

Ⅶ 福生市男女共同参画審議会名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	諸橋 泰樹	フェリス女学院大学 教授
副会長	齋藤 久美子	福生市民生委員・児童委員
委 員	湊 仁	福生市立福生第二小学校 校長
委 員	山下 真一	福生市商工会 会長
委 員	田中 伸英	公募委員
委 員	中出 直子	公募委員